

2015年9月10日

各位

会社名 日本郵政株式会社
代表者名 取締役兼代表執行役社長 西室 泰三
(コード番号: 6178 東証)
問合せ先 経営企画部門 上場準備室
(TEL. 03-3504-9986)

当社株式売出し及び金融2社株式の売出し

並びに自己株式取得の方針に関する取締役会決議のお知らせ

2015年9月10日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所への上場に伴い、下記のとおり当社普通株式の売出し（以下「当社株式売出し」という。）の実施を承認する旨及び金融2社（株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険）の普通株式の売出しを行う旨並びにかかる金融2社株式の売出しによる売却手取金を取得資金として、当社普通株式（自己株式）の取得を行う方針を決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 当社普通株式の売出しの件

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 495,000,000 株
種 類 及 び 数 か か る 売 出 株 式 数 の う ち 、 日 本 国 内 に お け る 売 出 し （ 以 下 「 当 社 株 式 国 内 売 出 し 」 と い う 。 ） に 係 る 売 出 株 式 数 は 396,000,000 株、
海 外 市 場 （ た だ し 、 米 国 に お け て は 1933 年 米 国 証 券 法 に 基 づ く
ル ー ル 144A に 従 っ た 適 格 機 関 投 資 家 に 対 す る 販 売 の み と す る 。 ）
に お け る 売 出 し （ 以 下 「 当 社 株 式 海 外 売 出 し 」 と い う 。 ） に 係 る
売 出 株 式 数 は 99,000,000 株 の 予 定 で あ る が 、 そ の 最 終 的 な 内 訳
は 、 上 記 売 出 株 式 数 の 範 囲 内 で 、 需 要 状 況 等 を 勘 案 の 上 、 当 社 株
式 売 出 価 格 決 定 日 （ 2015 年 10 月 26 日 ） に 開 催 予 定 の 当 社 取 締 役
会 に お け て 決 定 す る 予 定 で あ る 。 上 記 売 出 株 式 数 は 変 更 さ れ る 可

注意事項：

この文書は、当社株式売出し及び金融2社株式の売出し並びに自己株式取得の方針に関する取締役会決議について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

能性があり、その場合、2015年10月7日に開催予定の当社取締役会において決定する予定である。

- (2) 売 出 人 財務大臣
- (3) 売 出 価 格 未定（今後開催する当社取締役会において決定する仮条件をもとに、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、当社株式売出価格決定日（2015年10月26日）に開催予定の当社取締役会において決定する予定である。）
- (4) 売 出 方 法 国内及び海外における同時売出しとする。

①当社株式国内売出し

売出価格での一般向け国内売出しとし、野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社、JPモルガン証券株式会社、大和証券株式会社、みずほ証券株式会社、SMBC日興証券株式会社、岡三証券株式会社及び東海東京証券株式会社を主幹事会社とする引受人（以下「当社株式国内引受人」と総称する。）に、当社株式国内売出しに係る全株式を売出価格と同額で総額連帯買取引受けさせる。なお、当社株式国内売出しにおけるジョイント・ブックランナーは、野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社、JPモルガン証券株式会社、大和証券株式会社、みずほ証券株式会社及びSMBC日興証券株式会社とする。

②当社株式海外売出し

売出価格での海外市場における売出し（ただし、米国においては、1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）とし、Goldman Sachs International、J. P. Morgan Securities plc、Morgan Stanley & Co. International

注意事項：

この文書は、当社株式売出し及び金融2社株式の売出し並びに自己株式取得の方針に関する取締役会決議について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

plc、Nomura International plc、Citigroup Global Markets Limited 及び UBS AG, London Branch を共同主幹事引受会社兼ジョイント・ブックランナーとする引受人に、当社株式海外売出しに係る全株式を売出価格と同額で総額連帯買取引受けさせる。

当社株式国内売出し及び当社株式海外売出しのジョイント・グローバル・コーディネーターは、野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社及びJPモルガン証券株式会社とする。

- (5) 申込期間
(国内) 2015年10月27日(火曜日)から
2015年10月30日(金曜日)まで
- (6) 申込株数単位 100株
- (7) 株式受渡期日 2015年11月4日(水曜日)
- (8) 引受人の対価 売出人(財務大臣)は、引受人に対して、2015年10月26日に締結される予定の日本郵政株式会社株式売出し引受契約証書及び International Purchase Agreement において決定される額の引受手数料を支払う。
- (9) 当社株式売出しに関し当社取締役会の決定を要する事項は、今後開催予定の当社取締役会において決定する。
- (10) 当社株式国内売出しについては、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (11) 当社株式国内売出しが中止された場合には、当社株式海外売出しも中止されることがある。また、当社株式海外売出しが中止された場合には、当社株式国内売出しも中止されることがある。さらに、下記3.のゆうちょ銀行株式売出し及び下記4.のかんぽ生命保険株式売出しのいずれかが中止された場合には、当社株式売出しも中止されることがある。

注意事項：

この文書は、当社株式売出し及び金融2社株式の売出し並びに自己株式取得の方針に関する取締役会決議について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出し届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

2. 当社が指定する販売先に対する親引けの件

当社は当社株式国内売出しに関し、当社株式国内引受人に対し、上記1. の当社株式国内売出しに係る株式数のうち、521 億円に相当する株式数を上限として、福利厚生を目的に、日本郵政従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従って行われる発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

注意事項：

この文書は、当社株式売出し及び金融2社株式の売出し並びに自己株式取得の方針に関する取締役会決議について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

3. ゆうちょ銀行普通株式の株式売出しの件

当社子会社である株式会社ゆうちょ銀行の普通株式（以下「ゆうちょ銀行普通株式」という。）の東京証券取引所への上場に伴い、下記のとおりゆうちょ銀行普通株式の売出し（以下「ゆうちょ銀行株式売出し」という。）を行う予定であります。

- | | | |
|-----|------------------------|--|
| (1) | 売 出 株 式 の
種 類 及 び 数 | ゆうちょ銀行普通株式 412,442,300 株
かかる売出株式数のうち、日本国内における売出し（以下「ゆうちょ銀行株式国内売出し」という。）に係る売出株式数は329,953,800株、海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）における売出し（以下「ゆうちょ銀行株式海外売出し」という。）に係る売出株式数は82,488,500株の予定であるが、その最終的な内訳は、上記売出株式数の範囲内で、需要状況等を勘案の上、ゆうちょ銀行株式売出価格決定日（2015年10月19日）に開催予定の当社取締役会において決定する予定である。上記売出株式数は変更される可能性があり、その場合、2015年10月7日に開催予定の当社取締役会において決定する予定である。 |
| (2) | 売 出 人 | 当社 |
| (3) | 売 出 価 格 | 未定（今後開催する当社取締役会において決定する仮条件をもとに、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、ゆうちょ銀行株式売出価格決定日（2015年10月19日）に開催予定の当社取締役会において決定する予定である。） |
| (4) | 引 受 価 額 | 未定（今後決定する売出価格の仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、ゆうちょ銀行株式売出価格決定日（2015年10月19日）に開催予定の当社取締役会において決定する予定である。） |
| (5) | 売 出 方 法 | 国内及び海外における同時売出しとする。
①ゆうちょ銀行株式国内売出し |

注意事項：

この文書は、当社株式売出し及び金融2社株式の売出し並びに自己株式取得の方針に関する取締役会決議について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

売出価格での一般向け国内売出しとし、野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社、JPモルガン証券株式会社、大和証券株式会社、みずほ証券株式会社、SMB C日興証券株式会社、岡三証券株式会社及び東海東京証券株式会社を主幹事会社とする引受人に、ゆうちょ銀行株式国内売出しに係る全株式を引受価額で総額連帯買取引受けさせる。なお、ゆうちょ銀行株式国内売出しにおけるジョイント・ブックランナーは、野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社、JPモルガン証券株式会社、大和証券株式会社、みずほ証券株式会社及びSMB C日興証券株式会社とする。

②ゆうちょ銀行株式海外売出し

売出価格での海外市場における売出し（ただし、米国においては、1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）とし、Goldman Sachs International、J.P. Morgan Securities plc、Morgan Stanley & Co. International plc、Nomura International plc、Citigroup Global Markets Limited 及びUBS AG, London Branchを共同主幹事引受会社兼ジョイント・ブックランナーとする引受人に、ゆうちょ銀行株式海外売出しに係る全株式を引受価額で総額連帯買取引受けさせる。

ゆうちょ銀行株式国内売出し及びゆうちょ銀行株式海外売出しのジョイント・グローバル・コーディネーターは、野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社及びJPモルガン証券株式会社とする。

注意事項：

この文書は、当社株式売出し及び金融2社株式の売出し並びに自己株式取得の方針に関する取締役会決議について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

- (6) 申込期間 2015年10月20日(火曜日)から
(国内) 2015年10月23日(金曜日)まで
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 株式受渡期日 2015年11月4日(水曜日)
- (9) 引受人の対価 引受手数料は支払われず、これに代わるものとして売出価格から引受価額を差し引いた額の総額が引受人の手取金となる。
- (10) 前記各項のほか、ゆうちょ銀行株式売出しに関し当社取締役会の決定を要する事項は、今後開催予定の当社取締役会において決定する。
- (11) ゆうちょ銀行株式国内売出しについては、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (12) ゆうちょ銀行株式国内売出しが中止された場合には、ゆうちょ銀行株式海外売出しも中止されることがある。また、ゆうちょ銀行株式海外売出しが中止された場合には、ゆうちょ銀行株式国内売出しも中止されることがある。さらに、上記1.の当社株式売出し及び下記4.のかんぽ生命保険株式売出しのいずれかが中止された場合には、ゆうちょ銀行株式売出しも中止されることがある。

注意事項：

この文書は、当社株式売出し及び金融2社株式の売出し並びに自己株式取得の方針に関する取締役会決議について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

4. かんぽ生命保険普通株式の株式売出しの件

当社子会社である株式会社かんぽ生命保険の普通株式（以下「かんぽ生命保険普通株式」という。）の東京証券取引所への上場に伴い、下記のとおりかんぽ生命保険普通株式の売出し（以下「かんぽ生命保険株式売出し」という。）を行う予定であります。

- | | | |
|-----|------------------------|---|
| (1) | 売 出 株 式 の
種 類 及 び 数 | かんぽ生命保険普通株式 66,000,000 株
かかる売出株式数のうち、日本国内における売出し（以下「かんぽ生命保険株式国内売出し」という。）に係る売出株式数は52,800,000株、海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）における売出し（以下「かんぽ生命保険株式海外売出し」という。）に係る売出株式数は13,200,000株の予定であるが、その最終的な内訳は、上記売出株式数の範囲内で、需要状況等を勘案の上、かんぽ生命保険株式売出価格決定日（2015年10月19日）に開催予定の当社取締役会において決定する予定である。上記売出株式数は変更される可能性があり、その場合、2015年10月7日に開催予定の当社取締役会において決定する。 |
| (2) | 売 出 人 | 当社 |
| (3) | 売 出 価 格 | 未定（今後開催する当社取締役会において決定する仮条件をもとに、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、かんぽ生命保険株式売出価格決定日（2015年10月19日）に開催予定の当社取締役会において決定する予定である。） |
| (4) | 引 受 価 額 | 未定（今後決定する売出価格の仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、かんぽ生命保険株式売出価格決定日（2015年10月19日）に開催予定の当社取締役会において決定する予定である。） |
| (5) | 売 出 方 法 | 国内及び海外における同時売出しとする。
①かんぽ生命保険株式国内売出し
売出価格での一般向け国内売出しとし、野村證券株式会社、三菱 |

注意事項：

この文書は、当社株式売出し及び金融2社株式の売出し並びに自己株式取得の方針に関する取締役会決議について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社、JPモルガン証券株式会社、大和証券株式会社、みずほ証券株式会社、SMB C日興証券株式会社、岡三証券株式会社及び東海東京証券株式会社を主幹事会社とする引受人に、かんぽ生命保険株式国内売出しに係る全株式を引受価額で総額連帯買取引受けさせる。なお、かんぽ生命保険株式国内売出しにおけるジョイント・ブックランナーは、野村証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社、JPモルガン証券株式会社、大和証券株式会社、みずほ証券株式会社及びSMB C日興証券株式会社とする。

②かんぽ生命保険株式海外売出し

売出価格での海外市場における売出し（ただし、米国においては、1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）とし、Goldman Sachs International、J.P. Morgan Securities plc、Morgan Stanley & Co. International plc、Nomura International plc、Citigroup Global Markets Limited 及びUBS AG, London Branch を共同主幹事引受会社兼ジョイント・ブックランナーとする引受人に、かんぽ生命保険株式海外売出しに係る全株式を引受価額で総額連帯買取引受けさせる。

かんぽ生命保険株式国内売出し及びかんぽ生命保険株式海外売出しのジョイント・グローバル・コーディネーターは、野村証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社及びJPモルガン証券株式会社とする。

注意事項：

この文書は、当社株式売出し及び金融2社株式の売出し並びに自己株式取得の方針に関する取締役会決議について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

- (6) 申込期間 2015年10月20日(火曜日)から
(国内) 2015年10月23日(金曜日)まで
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 株式受渡期日 2015年11月4日(水曜日)
- (9) 引受人の対価 引受手数料は支払われず、これに代わるものとして売出価格から引受価額を差し引いた額の総額が引受人の手取金となる。
- (10) 前記各項のほか、かんぽ生命保険株式売出しに関し当社取締役会の決定を要する事項は、今後開催予定の当社取締役会において決定する。
- (11) かんぽ生命保険株式国内売出しについては、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (12) かんぽ生命保険株式国内売出しが中止された場合には、かんぽ生命保険株式海外売出しも中止されることがある。また、かんぽ生命保険株式海外売出しが中止された場合には、かんぽ生命保険株式国内売出しも中止されることがある。さらに、上記1.の当社株式売出し及び上記3.のゆうちょ銀行株式売出しのいずれかが中止された場合には、かんぽ生命保険株式売出しも中止されることがある。

注意事項：

この文書は、当社株式売出し及び金融2社株式の売出し並びに自己株式取得の方針に関する取締役会決議について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

5. 資金使途及び当社自己株式取得の方針

当社は、ゆうちょ銀行株式売出し及びかんぽ生命保険株式売出しによる売却手取金については、当社普通株式（自己株式）の取得資金に充てることとし、2015年11月5日から2016年3月31日までの間に、当該売却手取金に相当する額を本件自己株式取得（以下に定義する。）の実行日の前営業日における当社普通株式の終値で除した数の当社普通株式につき、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）の方法により買付け（以下「本件自己株式取得」という。）の委託を行う方針といたしました。

当社は、金融2社株式の売出しの売出価格決定日（2015年10月19日）に、会社法第459条第1項第1号の規定による定款の定めに基づき、本件自己株式取得に係る取得対象株式の総数（上限）及び取得価格の総額（上限）等を決議する予定です。

なお、本件自己株式取得は東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）の方法により行われます。自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）においては、買付日の前営業日に、買付会社から買付けの委託を受けた証券会社が東京証券取引所に届出（銘柄、買付数量、買付値段等）を行ったうえで、買付日の午前8時から8時45分まで売り注文を集めて買付会社の買い注文との間で取引が成立します。買付値段は前営業日の立会市場における最終値段（最終気配値段を含みます。買付日が配当落等の期日である場合や、前営業日に最終値段（最終気配値段を含みます。）がない場合には買付日における基準値段）となります。売り注文の総数量が買付数量を超えている場合には、売り注文については按分方式により取引が成立します。

また、当社が本件自己株式取得に係る買付けの委託を行った場合には、財務大臣は、政府が保有する当社普通株式につき、当社が行う自己株式の買付数量と同数の売付注文を行う意向です。

本件自己株式取得により取得した株式については、当分の間、保有することとしております。

注意事項：

この文書は、当社株式売出し及び金融2社株式の売出し並びに自己株式取得の方針に関する取締役会決議について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

【ご参考】

1. 当社普通株式の売出しの概要

- | | | |
|---------------|------------|---------------|
| (1) 売 出 株 式 数 | 当社普通株式 | 495,000,000 株 |
| | (うち国内売出株式数 | 396,000,000 株 |
| | 海外売出株式数 | 99,000,000 株) |
- 最終的な内訳は、上記総売出株式数の範囲内で、需要状況等を勘案の上、下記(3)記載の当社株式売出価格決定日に決定する予定である。
- | | |
|-------------------|--------------------|
| (2) 需 要 の 申 告 期 間 | 2015年10月8日(木曜日)から |
| (国 内) | 2015年10月23日(金曜日)まで |
| (3) 売 出 価 格 決 定 日 | 2015年10月26日(月曜日) |
- 売出価格は仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、当社株式売出価格決定日(2015年10月26日)に開催予定の当社取締役会において決定する予定である。
- なお、当該仮条件は今後変更される場合がある。
- | | |
|-----------------|--------------------|
| (4) 申 込 期 間 | 2015年10月27日(火曜日)から |
| (国 内) | 2015年10月30日(金曜日)まで |
| (5) 株 式 受 渡 期 日 | 2015年11月4日(水曜日) |

注意事項：

この文書は、当社株式売出し及び金融2社株式の売出し並びに自己株式取得の方針に関する取締役会決議について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社では、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置づけており、事業運営上必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続して安定的に行うことを基本方針としております。

なお、日本郵政株式会社法第 11 条に基づき、当社の剰余金の配当その他の剰余金の処分（損失の処理を除く。）については、総務大臣の認可を受けなければその効力を生じません。

(2) 内部留保資金の使途

将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために充当してまいります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

株式上場後については、内部留保の充実に留意しつつ、資本効率を意識し、より着実な株主への利益還元を実現するため、2018 年 3 月期末までの間は連結配当性向 50%以上を目安に、安定的な 1 株当たり配当を目指してまいります。各事業年度の配当額につきましては、今後の業績動向等を見極めながら総合的に判断し、決定してまいります。当社は、株式上場後は、中間配当及び期末配当にて年 2 回に分けて剰余金の配当を行う方針ですが、2016 年 3 月期の剰余金の配当については、期末配当のみ行うこととし、中間配当は、2017 年 3 月期の剰余金の配当より行う予定です。2016 年 3 月期の期末配当については、上場から当該期末配当の基準日までの期間が 6 か月未満であることを考慮し、期末配当金額を当該事業年度の純利益の 25%以上を目安とする方針です。

(注) 上記の今後の利益配分等の記載は、一定の配当等を約束するものではありません。

注意事項：

この文書は、当社株式売出し及び金融 2 社株式の売出し並びに自己株式取得の方針に関する取締役会決議について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出し届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

(4) 過去2決算期間の配当状況

回次		第9期	第10期
決算年月		2014年3月期	2015年3月期
1株当たり当期純利益 (連結)	(円)	106.46	107.26
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	9.67 (-)	11.13 (-)
自己資本当期純利益率(連結)	(%)	3.7	3.4

- (注) 1. 当社は2015年8月1日付で、普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っておりますが、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり連結当期純利益及び1株当たり配当額を算出しております。
2. 1株当たり連結当期純利益は、各期の当期純利益を、期中平均発行済普通株式数で除した数値です。
3. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純損益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数値です。

注意事項：

この文書は、当社株式売出し及び金融2社株式の売出し並びに自己株式取得の方針に関する取締役会決議について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出し届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

3. 配分の基本方針

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。販売に当たりましては、東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

注意事項：

この文書は、当社株式売出し及び金融2社株式の売出し並びに自己株式取得の方針に関する取締役会決議について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出し届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

4. ロックアップについて

当社株式売出しに関連して、売出人である財務大臣は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後 180 日目の 2016 年 5 月 1 日（当日を含む。）までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式等の譲渡又は処分等（ただし、当社株式国内売出し、当社株式海外売出し及び当社による自己株式の取得に応じた当社株式の売却又は譲渡等を除く。）を行わない旨を約束する書面を 2015 年 10 月 26 日付で差し入れる予定であります。

また、当社はジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式等の発行等（ただし、株式分割等を除く。）を行わない旨を約束する書面を 2015 年 10 月 26 日付で差し入れる予定であります。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターはロックアップ期間中であってもその裁量で当該誓約の内容を一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

以上

注意事項：

この文書は、当社株式売出し及び金融 2 社株式の売出し並びに自己株式取得の方針に関する取締役会決議について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出し届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。